

今月の内容

- ◆ 労働保険「年度更新」のしくみ
- ◆ 『労働保険料申告書』が届いたら…
- ◆ 用語解説：「労働保険」と「社会保険」

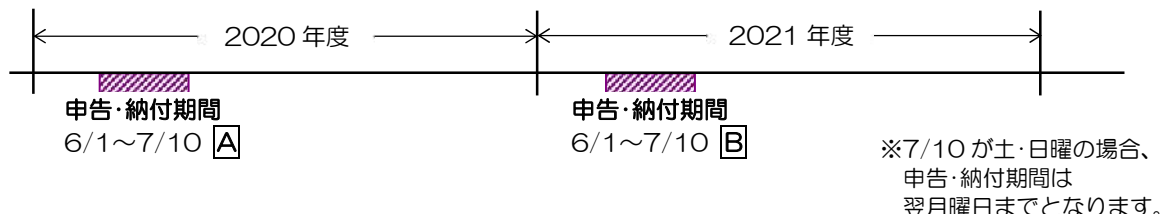
労働保険【年度更新】のしくみ

今年も労働保険の年度更新の時期が近づいてきました。今号では、年度更新のしくみについてご説明します。

** 労働保険【年度更新】のしくみ **

- ◎ 労働保険料は、毎年6/1～7/10に、当年度（4月～翌3月）分を概算で申告します。（「概算保険料」）
- ◎ 当年度終了後に、次の算式により正確な保険料額を算出します。（「確定保険料」）
【 確定保険料 = 当該年度（4月～翌3月）の賃金総額 × 保険料率 】
- ◎ 大抵の場合、概算保険料と確定保険料の額に差が生じますので、その差額を清算します。その際、併せて翌年度の概算保険料を申告します。
- ★ この一連の手続きを【年度更新】と言います。

【例】



[A] 2020年度分の **概算保険料** を申告・納付〔820,000円〕

[B] ① 2020年度分の **確定保険料** を算出〔840,000円〕

② **概算保険料** と **確定保険料** との **差額** を計算〔820,000円 - 840,000円 = ▲20,000円〕

2020年度
概算保険料

2020年度
確定保険料

差額

③ 2021年度分の **概算保険料** を算出〔840,000円〕

④ 保険料を納付〔840,000円 + 20,000円 = 860,000円〕

2021年度
概算保険料

2020年度
の差額

2021年度
に納付する額



★ ③で算出した概算保険料が40万円以上の場合、3回に分割して納付することができます。（分割納付の納期限は ①7月10日、②10月31日、③1月31日。※土日の場合は翌月曜日。）

★ 労働保険料を口座振替で納付する場合、引落日は9月6日です。（分割納付の引落日は ①9月6日、②11月14日、③2月14日。※土日の場合は翌月曜日。）



『労働保険料申告書』が届いたら…

- * 5月末頃に、都道府県労働局から貴社宛に『労働保険料申告書』が送られてきます。
- * 当社に年度更新業務を委託している事業者様は、緑色A4サイズの封筒が届きましたら、社会保険労務士法人あおぞらにお送りくださいますようお願いいたします。



こんな封筒が届きます。
⇒ **社労士法人あおぞら** へ



用語解説

「労働保険」と「社会保険」

「労働保険」とは、労災保険・雇用保険の総称であり、「社会保険」とは、健康保険・介護保険・厚生年金保険の総称です。

なお、労働保険と社会保険を合わせて、広い意味での「社会保険」と呼ぶこともあります。

